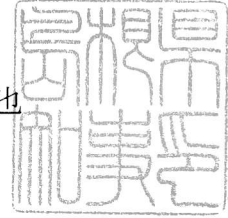


第 3 - 1 号  
令和 3 年 5 月 1 0 日

山根 直樹 様

島根県知事 丸 山 達 也



肥料販売業務開始届出受理書

令和 3 年 5 月 6 日に届出のあった肥料販売業務の開始について、次のとおり受理しました。

販売業者 氏名（名称、代表者氏名）

山根 直樹

住所（所在地）

島根県松江市菅田町 2 9 9 番地 1 タウニィ K101

販売業務を行う事業場の所在地

島根県松江市菅田町 2 9 9 番地 1 タウニィ K101

本県内にある保管する施設の所在地

島根県松江市菅田町 2 9 9 番地 1 タウニィ K101

備考

- 届出事項に変更を生じたとき又は業務を廃止したときは、その日から 2 週間以内に届け出なければなりません（肥料の品質の確保等に関する法律（昭和 2 5 年法律第 1 2 7 号）第 2 3 条第 2 項）。
- その他、肥料の品質の確保等に関する法律の次の各規定に留意してください。  
販売業者保証票（第 1 8 条）、譲渡の制限又は禁止（第 1 9 条）、保証票の記載事項の制限（第 2 0 条） 不正使用等の禁止（第 2 4 条）、異物混入の禁止（第 2 5 条）、虚偽の宣伝等の禁止（第 2 6 条）、帳簿の備付（第 2 7 条）、報告の徴収（第 2 9 条）、肥料検査職員による立入検査等（第 3 0 条）